

広島市放課後プレイスクール事業実施委託要領

1 趣旨

この要領は、広島市放課後プレイスクール事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく事業（以下「事業」という。）を委託して実施するに当たり、必要な事項を定める。

2 運営委員会の役割

要綱第2条に規定する運営委員会は、次の事務事業を行う。

- (1) 事業の企画・立案に関すること。
- (2) 事業の実施・運営・経理に関すること。
- (3) 事業の事業実施計画書及び事業実績報告書の作成・提出に関すること。

3 事業の実施

運営委員会は、以下の事項について小学校長と協議・調整の上、事業を実施する。

- (1) 実施場所
原則として、学校施設（教室、校庭、体育館等）を活用して実施する。ただし、学校施設で実施すること、又は学校施設のみで実施することが困難な場合は地域の実情に応じて、学校近隣施設で実施しても差し支えない。
- (2) 開設日
ア 週2日以上開設し、継続的に実施する。
イ 長期休業中については、アの規定にかかわらず、使用できる学校施設等の状況や指導員等の配置を考慮して、別に開設日を設定することができる。
- (3) 開設時間
1日につき、おおむね2時間以上とする。
- (4) 指導員の配置
1日につき、2名以上配置する。
- (5) 対象児童
原則として、当該小学校の1年生から6年生までの全児童のうち、参加を希望する児童とする。
- (6) 安全管理
児童の安全管理に十分留意するとともに、傷害保険には必ず加入するものとする。

4 事業実施計画書

要綱第4条に規定する事業実施計画書は、別紙様式1とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 運営委員会規約
- (2) 運営委員会委員名簿
- (3) その他広島市が必要と認める書類

5 委託経費等

- (1) 要綱第6条に規定する委託経費は、諸謝金、旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、雑役務費、教材費とし、別表に定める基準により執行するものとする。

(2) 備品又はこれに準ずる額の物品に係る経費は、委託経費に含めない。

なお、備品とは、その性質又は形状を変えずに、長期間にわたって使用できるもので、取得価格が5万円以上のものをいう。ただし、パーソナルコンピュータ、タブレット端末及びスマートフォンは取得価格が2万円以上のものとする。

(3) 運営委員会は、資金のすべての出納状況を、預貯金通帳または金銭出納帳に記録するものとする。

(4) 預貯金により生じた利息については、この事業を遂行するために必要な経費に充当するものとする。

6 事業計画の軽微な変更

要綱第7条に規定する所要経費の費目の流用については、費目ごとに配分された経費の20%以内の変更又は20%を超える変更であっても、その金額が5万円未満の場合は、広島市の承認を得る必要がない。

7 事業実績報告書

要綱第9条に規定する事業実績報告書は、別紙様式2とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 決算書

(2) その他広島市が必要と認める書類

8 帳簿等

(1) 運営委員会は、この事業に係る資金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、その事実を明らかにした納品書、請求書及び領収書並びに預貯金通帳等関係書類を整理しておかなければならない。

(2) 運営委員会は、会議費等経理の支出証拠として会議の議事録を作成し、議事録中には、出席者名を明記しなければならない。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

費目	基準等
諸 謝 金	指導員謝金 1人1時間あたり <u>1,157円</u> を限度とする 講師謝金 広島市の支出基準を限度とする
旅 費	指導員、講師などが会議や事業開催場所までに 要する交通費 広島市の支出基準を限度とする
消 耗 品 費	用紙代、事務用品、文房具代など（取得価格が 5万円未満のもの）
燃 料 費	暖房用灯油代など
通 信 運 搬 費	電話料、切手代など
借料及び損料	活動に係る物品の借上げ料、施設の使用に係る 経費など
会 議 費	運営委員会開催に係る経費
賃 金	臨時的な職員雇用に係る経費など
保 険 料	参加児童傷害保険、指導者の賠償責任保険など
雑 役 務 費	役務の提供に対する経費
教 材 費	活動に必要なテキスト等の購入に係る経費